

宝塚市 一般廃棄物処理基本計画 ～概要版～

令和7年（2025年）～令和16年（2034年）



～ごみと資源
分けて広がる
エコ社会～



令和7年（2025年）7月



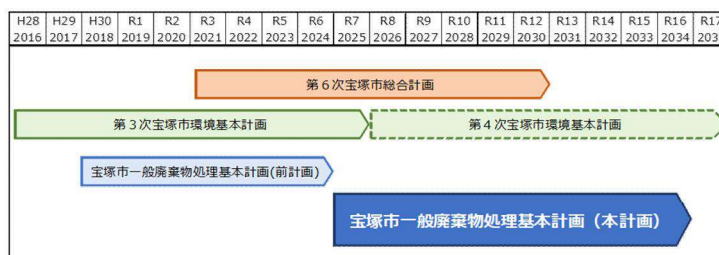
宝塚市一般廃棄物処理基本計画【概要版】（案）

計画改定の目的

本計画は「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を目指しています。
令和5（2023）年度の国の廃棄物処理基本方針の改定や循環型社会形成推進基本計画等の策定を背景に、本市のごみや資源を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、新たにごみの排出量の目標値を定めごみの資源化を推進するなど、計画内容の見直しを図るものです。

計画の対象期間

本計画は、令和7（2025）年度を初年度、令和11（2029）年度を中間年度、令和16（2034）年度を目標年度とします。社会情勢の変化や国・県の方針を見極めつつ、概ね5年ごとに見直すこととします。



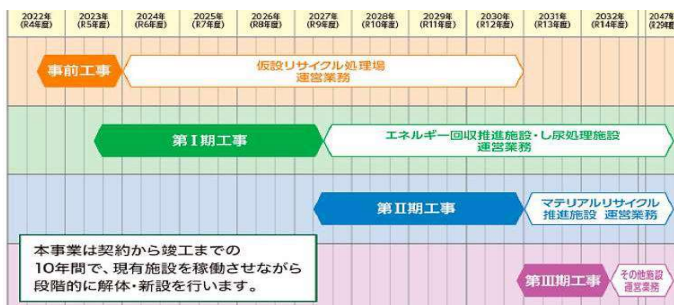
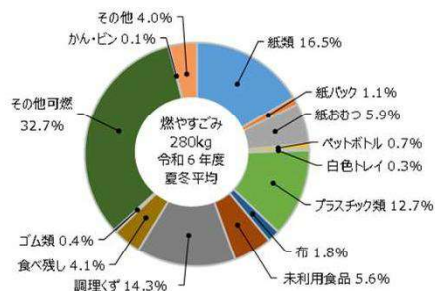
計画策定にあたって課題の整理

- 分別排出（家庭系・事業系）の徹底
- 家庭系における効果的な啓発の推進
- 家庭系における食品ロスの削減
- 事業系における減量化の推進と事業者への指導強化
- さらなる資源化

燃やすごみとして収集されたごみの中には紙類等が含まれていることから、市民への啓発などにより回収率を高めていくことが必要です。

- 安定した中間処理施設等の運用

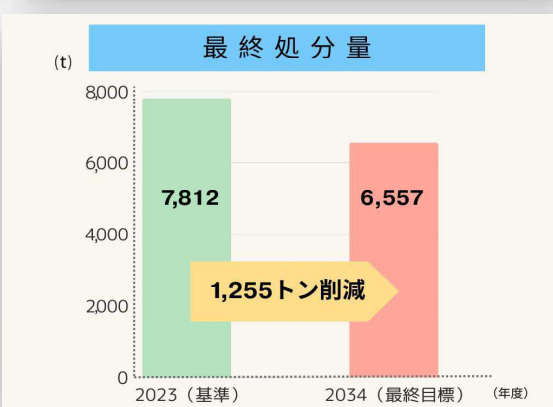
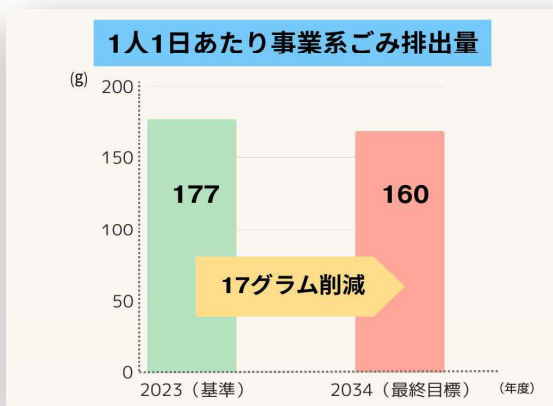
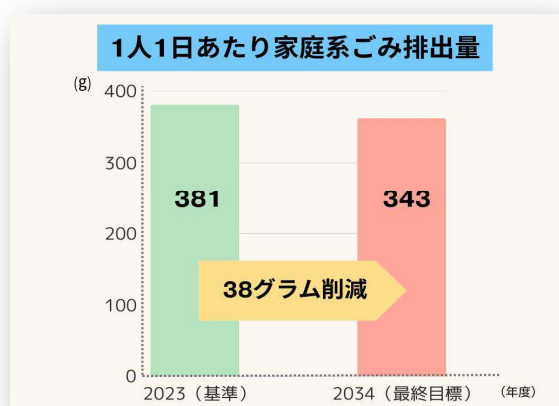
現在、建替え中である新施設については、整備用地を現有地、運営方式はDBO方式※により、令和4（2022）年10月に、宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業として契約を締結しました。整備用地を現有地としたが、新施設を建設する空地がないことから、現施設を稼働させながら段階的に解体・建設を進める計画です。（下図）



- 整備期間は令和4（2022）年10月～令和14（2032）年9月（10年）
- 運営期間は令和6（2024）年4月～令和29（2047）年9月（23年6か月）※仮設期間含む

※DBO方式（Design Build Operateの略）とは、PFIに類似した事業方式の一つで、公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式。民間事業者が運営段階を見越して施設建設に携わることにより、コストパフォーマンスの高い施設の建設が可能とし、運営面においては長期にわたる効率の良い維持管理が可能となり、公共側の事業全体コストの削減効果が発揮される傾向があるとされている。

ごみ処理の目標値



本市がめざす「環境への負担が少ない循環型社会」を実現していくためには、市民一人ひとりがごみの減量や資源の有効活用に積極的に取り組んでいく必要があります。

目標値の根拠

① 家庭系燃やすごみの削減

家庭系燃やすごみの組成分析（1ページ“家庭系燃やすごみの組成調査結果”参照）を踏まえ、下表に示すとおり、家庭系燃やすごみのうち、紙類、プラスチック類、食品ロスの混入割合をそれぞれ25%削減することを取り組み目標とすることにより、家庭系燃やすごみの排出量の10%削減を目指します。

家庭系燃えるごみの削減目標

品目	燃やすごみ 混入割合	削減目標 (取り組み指標)	削減幅	燃やすごみ 改善後混入割合
①紙類	16.5%	25%の削減	4.1%	12.4%
②プラスチック類	12.7%		3.2%	9.5%
③食品ロス	9.7%		2.4%	7.3%
合計	38.9%	—	9.7% (10%削減相当)	29.2%

② 事業系燃やすごみの削減

現状として、家庭系と違い実態の把握が難しく、また、これまでも経済的要因や諸々の影響を受けやすいという観点から今回、県が令和12年度（2030年度）最終目標としている1人1日あたりの事業系ごみ排出量12%減相当に近い、10%削減を目標としました。

基本理念の実現に向けた施策

<基本理念>

環境への負荷が少ない循環型社会の構築
～ごみと資源 分けて広がる エコ社会～

〔基本方針〕 循環型社会形成に向けた取り組みを進めます

〔基本施策1〕 ごみの発生抑制、再使用の促進（2R）※

- （1）家庭や事業所におけるごみ排出量の削減 ◎
- （2）食品ロス削減に向けた三者協働の活動推進 ◎
- （3）リユース（再使用）拡大のための施策推進

〔基本施策2〕 分別の徹底とリサイクルの促進

- （1）燃やすごみに含まれる紙ごみ・プラスチックの資源化促進◎
- （2）事業者における分別徹底に向けた指導強化 ◎
- （3）分別徹底に向けた指定ごみ袋制度の検討 ◎
- （4）再生資源集団回収活動の活性化

〔基本施策3〕 適正なごみ処理の推進

- （1）収集・運搬の適正化推進
- （2）高齢化の進行を踏まえたきずな収集の充実
- （3）資源ごみ持ち去り、不法投棄の防止

〔基本施策4〕 環境に配慮したごみ処理の推進

- （1）新ごみ処理施設建設の円滑な推進 ◎
- （2）災害廃棄物の適正処理
- （3）業務継続計画（BCP）の実効性の向上

〔基本施策5〕 循環型社会形成に向けた意識改革

- （1）分かりやすい情報発信による環境意識の底上げ ◎
- （2）環境教育、環境学習の充実
- （3）自治会と連携した美化活動の推進

◎は重点施策

※本市では、前計画の基本的な方向性として「3Rの推進」を掲げて取り組みを推進してきました。その結果、廃棄物の減量や再生利用は着実に進んでいますが、より一層の減量と温室効果ガス削減も含めた環境負荷の低減に向けて、まずは廃棄物の発生を抑制する2R（リデュース・リユース）を推進することが重要です。

重点施策

（１）家庭や事業所におけるごみ排出量の削減

循環型社会形成に向けて、ごみを出さないライフサイクル、ごみを作らないビジネスサイクルを周知・啓発し、市民・事業者・行政が一体でごみ排出量の削減を進めます。

（２）食品ロス削減に向けた三者協働の活動推進

国連が2015年に採択した「持続可能な開発目標」（SDGs）では、2030年までに食料の廃棄を半減させるとしています。これを受け、国や兵庫県では2030年に食料ロスを半減させる目標を設定しています。本市においても、食品ロス半減に向けた市民・事業者・行政の三者協働の活動を重点施策として推進します。

（３）燃やすごみに含まれる紙ごみ・プラスチックの資源化促進

燃やすごみには多くの紙やプラスチックが含まれており、その資源化により循環型社会の基盤を整備するとともに、ごみ焼却量の削減に伴う温室効果ガスの削減にも貢献します。

（４）事業者における分別徹底に向けた指導強化

前計画において、事業系の燃やすごみは目標値の達成が厳しい状況です。事業者に対しては、これまでリーフレットを配布するなどの指導・啓発を実施していますが、十分な効果が見られないことから、改めて分別排出を徹底するよう指導を強化します。

（５）分別徹底に向けた指定ごみ袋制度の検討

燃やすごみには紙類、プラスチック類が多数含まれており、分別排出が十分に徹底されているとはいえない状況です。分別区分に応じたごみ袋を指定し、ごみの排出方法や分別区分を分かりやすくすることにより、ごみの減量化及び再資源化の推進を目指します。

（６）新ごみ処理施設建設の円滑な推進

現在建設中の新ごみ焼却施設では、高効率発電により可能な限り電力に変換し、サーマルリサイクルを行います。発電生じた余熱を温水として利用します。

（７）分かりやすい情報発信による環境意識の底上げ

循環型社会の形成に向けては、市民・事業者・行政が三位一体となって活動することが必要であり、市が進める施策に対する理解を深めるための取り組みが重要です。そのために、市は積極的に情報発信を行い、環境教育・普及啓発を推進します。